

茨木市審議会等委員の選任基準等に関する指針 運用と解釈

(目的)

第1 この指針は、市民、学識経験者等で構成され、法令又は条例の定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うために設置された機関（以下「審議会等」という。）の委員の選任等について必要な事項を定め、審議会等の適正かつ公正な運営を図ることを目的とする。

- ・この指針は、茨木市が設置する審議会等の委員の選任について、公平性・効率性などの面から適正な運用が行われるよう、全庁的な基準を示すものです。
- ・この指針に定める審議会等に含まれない機関の委員の選任についても、この指針の規定に準じることとしてください。

(審議会等の設置)

第2 審議会等の設置については、行政の簡素化・効率化、行政責任の明確化の見地から真に必要なものに限るものとする。

2 審議会等の委員の数は、おおむね20人以内とする。ただし、法令等に定めがあるなど特別の理由がある場合は、この限りでない。

- ・審議会等の数が増えるほど、会議開催に係る事務の増大、責任所在の不明確化等のおそれも大きくなります。審議会等を新たに設置する際には、その必要性を十分に検討することとし、また、活動が不活発であるなど必要性の認められない審議会等に関しては、廃止の手続きをとるようにしてください。
- ・委員の数は、審議会等の効率性の観点から、法令に定めがある場合を除いておおむね20人以内とし、その設置目的や性格等を考慮して、必要最低限の人数としてください。なお、「特別の理由がある場合」とは、恣意的に21人以上の委員を任命できるという趣旨ではありません。

(年齢の制限)

第3 審議会等の委員の年齢については、選任時において70歳未満、再任時において75歳未満とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 特定の職にある者を委員に充てている場合であって、他に適任者がいない場合
- (2) 専門分野の学識経験者を委員に充てている場合であって、他に適任者がいない場合
- (3) 委員を公募により選任する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の理由がある場合

- ・高齢の方を委員として選任すると、体力面や事故の危険性等から、その職責を十分に果たすことができない場合も考えられます。このため、第3各号に示す例外を除き、委員の年齢は選任時70歳未満、再任時75歳未満に制限します。
- ・第3号では、公募により委員を選任する場合は、指針の年齢制限が適用されないことを定めて

います。これは、70歳以上であっても進んで委員に応募しようという本人の意思を尊重するとともに、広く市民の意見を求めるためであり、「茨木市審議会等委員の公募実施要領」でも、公募申込者の資格として年齢の上限を定めていません。

(在任期間)

第4 審議会等の委員の在任期間は、選任（再任）時において一の審議会等について10年以内とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 特定の職にある者を委員に充てている場合であって、他に適任者がいない場合
- (2) 専門分野の学識経験者を委員に充てている場合であって、他に適任者がいない場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の理由がある場合

- ・ある特定の委員を同一の審議会等に長期にわたって選任すると、多角的な視点からの意見を市政に反映させることや、意見を述べる機会を公平に提供することが困難になります。このため、各号に示す例外を除き、ある委員が一つの審議会等に在任できる期間は10年までとします。

(兼職の制限)

第5 審議会等の委員の兼職については、1人3機関までとする。ただし、専門的知識を有することによって選任されている委員など特別の理由がある場合は、この限りでない。

- ・一人の委員が多くの審議会等を兼職すると、その委員が職責を十分に果たすことが困難になるほか、前条と同様に、多角的な意見の反映や意見を述べる場の公平な提供を妨げる要因となります。このことから、特別の理由がある場合を除き、兼職は原則1人3機関までとします。ただし、以下に該当する審議会等については、対象外とします。
 - ① 他の関係する審議会等の委員を選任することが望ましいもの（総合計画審議会等）
 - ② 短期で案件ごとに委員を選任するもの（プロポーザル方式事業者選定委員会等）
- ・各委員の兼職状況については、政策企画課で把握しています。審議会等の新規設置や改選の際などには、候補者の兼職状況を政策企画課行政経営係までお問い合わせください。

(市職員の制限)

第6 市の職員は、審議会等の特性を考慮し、必要と認める場合以外は、審議会等の委員に選任しないものとする。

- ・審議会等の第三者機関としての位置づけを踏まえ、審議会等の委員は市民や民間の学識経験者等を選任することを基本としてください。
- ・法令や条例に基づいて設置される審議会等の中で、その条文中に市の職員を委員とする旨が定められている場合又は審議会等の性質に照らし、必要と認める場合は例外とします。

(委員の公募)

第7 審議会等の委員の選任については、公募による委員を積極的に選任し、市民が市政へ

参画する機会の拡大に努めるものとする。

- 2 審議会等の委員の公募については、茨木市審議会等委員の公募実施要領（平成13年4月1日実施）の定めるところによる。

- ・ 広く民意を行政に反映させるため、審議会等委員の選任に際しては、積極的に公募制を取り入れ、市民委員を選任することとします。「茨木市審議会等委員の公募実施要領」では、公募制の対象となるのは、審議会等のうち「委員の構成として、市民又は市民代表と定める規定を有するもの」としています。

（女性委員の選任）

- 第8 審議会等の女性委員の選任については、審議会等への女性委員の登用指針（平成5年7月1日実施）の定めるところによる。

- ・ 市政への女性の参画を促進するため、「審議会等への女性委員の登用指針」では、審議会等委員の女性委員比率を50%に近づけることを目標と定めています。また、同指針は、審議会等を新たに設置する際には、女性委員比率を40%以上とすることとしています。
- ・ 審議会等へ女性が参画しやすい環境を整えるため、当該審議会等の担当課は、子育て支援課の出前型一時保育事業を積極的に活用するものとしします。

（選任基準の統括）

- 第9 審議会等の委員の選任基準については、企画財政部が統括する。

- ・ 審議会等委員の適正かつ透明な選任に努め、また、その基準を全庁的に統一されたものとするため、企画財政部が選任基準を統括し、適正な選任に向けての指導や調査を行います。なお、審議会等関連の指針・要領については、政策企画課行政経営係までお問い合わせください。

（その他）

- 第10 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

- 1 この指針は、平成13年4月1日から実施する。

（適用区分）

- 2 この指針は、この指針実施の日以後に任期が満了することとなる審議会等委員の選任から適用する。ただし、条例において、市の職員を委員の構成員とする規定が有る審議会等については、当該部分に係る改正時から適用する。

附 則

（実施期日）

- 1 この指針は、平成16年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この指針は、この指針実施の日以後に任期が満了することとなる審議会等委員の選任から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この指針は、平成20年7月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この指針は、この指針実施の日以後に任期が満了することとなる審議会等委員の選任から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この指針は、平成22年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この指針は、この指針実施の日以後に任期が満了することとなる審議会等委員の選任から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この指針は、平成25年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この指針は、この指針実施の日以後に任期が満了することとなる審議会等委員の選任から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この指針は、令和4年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この指針は、この指針実施の日以後に任期が満了することとなる審議会等委員の選任から適用する。